

9 環 境

1 環境保全対策

(1) 松本市環境基本計画に関すること

ア 経過

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 平成 10 年 3 月 | 松本市環境基本条例制定 |
| 11 年 12 月 | 松本市環境基本計画を策定 |
| 20 年 10 月 | 松本市一般廃棄物処理計画（平成 20 年度～平成 29 年度版）を策定 |
| 23 年 7 月 | 第 3 次松本市環境基本計画を策定 |
| 29 年 3 月 | 第 3 次松本市環境基本計画（平成 28 年度改訂版）を策定 |
| 30 年 3 月 | 松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度～平成 39 年度版）を策定 |
| 31 年 2 月 | 松本市災害廃棄物処理計画を策定 |

イ 進行管理及び評価

「松本市の環境（松本市環境基本計画年次報告書）」を年 1 回発行

(2) 環境審議会に関すること

松本市環境基本条例に基づき設置された諮問機関で、環境保全に係る基礎的事項について、調査、審議等を行っています。

(3) 地球温暖化対策及び省エネルギーに関すること

ア 経過

| | |
|-------------|---|
| 平成 13 年 4 月 | 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設 |
| 23 年 11 月 | 松本市地球温暖化対策実行計画を策定 |
| 28 年 7 月 | 松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版）を策定 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を策定 |
| 29 年 6 月 | 松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設 |
| 29 年 9 月 | 松本市再生可能エネルギー導入支援事業補助金を創設 |
| 30 年 4 月 | 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策 設備設置補助金に統合 |
| 11 月 | 「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」を開催 |
| 31 年 2 月 | 竜島温泉に木質バイオマス熱利用設備（チップボイラー）を導入 |

イ 補助金交付実績（平成 30 年度）

住宅用温暖化対策設備設置補助金 1,115 件 99,697 千円
（既存住宅への太陽光発電システム、定置型蓄電池設置補助含む。）

ウ 「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」の開催

温暖化対策が遅れている業務部門（第 3 次産業）への対策を強化するため、平成 30 年 11 月に松本商工会議所とともに「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」を開催し、温暖化対策の普及啓発を行いました。

エ チップボイラーの導入

地球温暖化対策及び木質バイオマス熱利用の市域への普及促進のため、平成 31 年 2 月に竜島温泉せせらぎの湯にチップボイラーを設置しました。

(4) 食品ロス削減の推進に関すること

ア 経過

平成 23 年 5 月 「残さず食べよう！30・10運動」（飲食店での食べ残しを減らす取組み）を開始

24 年度 「ごみの分別と食べ残し」をテーマに園児を対象とした参加型環境教育を開始

25 年度・28 年度 食品ロス削減に係る調査事業を実施

26 年度 おうちで「残さず食べよう！30・10運動」を開始
食品ロス削減啓発用紙芝居を作成

27 年度 環境省モデル事業で、市内 3 小学校で学校給食における食べ残し量調査を実施

28 年度 小学校 3 年生を対象とした環境教育事業を開始

「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を開始

29 年 6 月 26 年度に作成した食品ロス削減啓発用紙芝居が「消費者教育教材表彰 2017」で優秀賞を受賞

31 年 2 月 食品ロス削減啓発用絵本を作成

イ 30 年度の取組み

(ア) 食品ロス削減をテーマとした絵本の原作を公募し、最優秀作品を基に、もう中学生氏（お笑い芸人）の作画により絵本を作成しました。絵本は、市内の小学校、保育園、図書館等の公共施設の他、小児科医院等にも配布し、活用しています。

(イ) サッカー Jリーグ松本山雅 FC オフィシャルマスコット ガンズくんを「30・10運動応援大使」に任命し、若年層を中心に、今まで関心の薄かった市民への周知・啓発を図っています。

(ウ) 園児を対象とした参加型環境教育を、公立 46 園に加え、私立 7 園でも実施しました。

(エ) おうちで「残さず食べよう！30・10運動」（家庭における食品ロス削減の取組み）

a 毎月 30 日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月 10 日を「もったいないクッキングデー」として取組みを推進しています。

b 松本大学との連携により「もったいないクッキングレシピ集」を作成して、食品を無駄なく使うための情報提供をしています。なお、レシピは、レシピ掲載サイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」でも公開されています。

c 平成 30 年度は、10 月 25 日から 31 日を「残さず食べよう！30・10運動 おうちで食べきりキャンペーン」とし、小売店でのポスター一斉掲出や、店頭啓発活動を実施しました。

(オ) おそとで「残さず食べよう！30・10運動」（飲食店における食品ロス削減の取組み）

a 市内飲食店及び事業所を対象として「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を実施しています。家庭での取組みを推進するため、平成 30 年 9 月から、新たに小売店を推進店として認定しています。（30 年度末 246 件（飲食店 151 店・小売店 4 店・事業所 91））

b 市内で食品ロスに削減に取り組む飲食店、宿泊施設等を紹介するマップを昨年に引き続き作成し、推進店等や観光案内所等に配布して周知を図りました。

(5) 環境教育に関すること

ア エコスクール事業、小中学校環境教育支援事業等による環境学習講座の実施、松本市地球温暖

化防止市民ネットワークによる環境保全啓発活動を実施しました。

イ 松本市環境基本計画を子どもの目線で分かりやすくまとめた「子ども向け環境基本計画ハンドブック」を作成し、市内全小学校4年生に配布して、環境保全意識の醸成を図っています。

(6) eco オフィスマつもとの認定に関すること

松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するため、省エネや節電、ごみの減量化、エコ通勤など、環境に配慮した取組みを行っている事業所を「eco オフィスマつもと」として認定する事業を27年度から実施しています。平成30年度は初めて、三つ星事業所2社を、優秀事業所として表彰しました。

30年度末認定事業所数 21事業所（☆：7事業所、☆☆：7事業所、☆☆☆：7事業所）

(7) 放射性物質濃度調査

福島第一原子力発電所事故による放射性物質漏えいを受けて、放射性物質濃度の測定を行いました。

ア 放射性物質濃度測定調査

(ア) 調査場所 33カ所 松本市立全28小学校校庭の土壌及び地下水5カ所（北門大井戸、源地の水源地井戸、深志の湧水、槻井泉神社の湧水、芳川公園の地下水）

(イ) 調査時期 平成30年10月9日～10日

(ウ) 調査項目 放射性ヨウ素（I-131）、放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）

(8) 水質汚濁防止対策

ア 公共用水域水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第15条第1項に基づく公共用水域の水質監視

(イ) 調査場所 3河川1湖沼5カ所 犀川（島々谷川合流点上、水殿ダム下）、田川（新田川橋）、鎖川（鎖川橋）、美鈴湖（流出部）

(ウ) 調査時期 通年 河川：年24回〈田川（新田川橋）、鎖川（鎖川橋）〉、年12回〈犀川（島々谷川合流点上）〉、年4回〈犀川（水殿ダム下）〉、湖沼：年8回〈美鈴湖（流出部）〉

(エ) 調査項目 70項目（BODなど環境基準項目他）

イ 市内河川定点水質調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質汚濁状況の把握

(イ) 調査場所 18河川30カ所

(ウ) 調査時期 年2～4回

(エ) 調査項目 BODなど14項目

ウ 市内河川底質・水質健康項目調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の底質（底泥）及び水質の健康項目状況の把握

(イ) 調査場所 1カ所

(ウ) 調査時期 年1回

(エ) 調査項目 底質はカドミウムなど6項目、水質健康項目はカドミウムなど14項目

エ 市内河川水生生物調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況を水生生物により評価

(イ) 調査場所 市内河川13カ所

(ウ) 調査方法 平成11年7月の環境庁・建設省指定調査方法による

(エ) 調査回数 年1回

オ 市内地下水水質調査

- (ア) 調査目的 水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく地下水の水質監視
- (イ) 調査場所 23 カ所
- (ウ) 調査時期 年 1 回
- (エ) 調査項目 有機塩素系溶剤など 15 項目(16 カ所)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 2 項目(6 カ所)、ほう素 (1 カ所)

カ 水質汚濁防止法等特定事業場立入検査

- (ア) 目的 水質汚濁防止法又は長野県公害の防止に関する条例に基づく特定事業場の排水監視
- (イ) 立入回数 延べ 95 事業場 延べ 102 回

(9) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場において、その施設が廃止された際に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、その結果汚染が判明した場合は汚染の除去等必要な措置を講ずるよう定めています。

- ・土壌汚染調査の結果、汚染が判明し区域を指定した件数 1 件
- ・一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 31 件

(10) 騒音・振動防止対策

ア 道路交通環境調査

- (ア) 調査目的 道路交通環境対策のための基礎資料
- (イ) 調査場所 市内主要道路沿い 6 カ所
- (ウ) 調査項目 3 項目(騒音レベル、振動レベル、交通量)
- (エ) 調査回数 年 1 回

イ 長野自動車道沿道騒音調査

- (ア) 調査目的 周辺住民の生活環境保全のための測定
- (イ) 調査場所 2 カ所
- (ウ) 調査項目 2 項目(騒音レベル、交通量)
- (エ) 調査回数 年 1 回
- (オ) 長野自動車道遮音壁設置及びかさ上げ状況

| 年度 | 設置延長 (m) | かさ上げ延長 (m) |
|-------------------|-------------|---------------|
| 開通当初 | 5,476 | |
| 平成元年度～平成 11 年度 | 11,363 | |
| 平成 12 年度～平成 17 年度 | 32 | 4,010 |
| 平成 18 年度～平成 30 年度 | 140 | 0 |
| 合計 | 17,011 | 4,010 |
| 上下線延長 計 23,000m | 約 74% | 約 17% |

ウ 一般環境騒音調査

- (ア) 調査目的 地域類型ごとの環境基準達成状況調査
- (イ) 調査場所 3 カ所

(ウ) 調査項目 1項目(騒音レベル)

(エ) 調査回数 年1回

(11) 悪臭防止対策

臭気指数規制の実施

(12) 地下水の保全

ア 松本市水環境を守る条例

地下水の保全と地下水利用の適正化を図るため、水環境を守る条例に基づき動力を用いた吐出口口径 25mm 以上の地下水採取施設については、採取者が届出をすることとなっています。

・届出数 551 件（平成 31 年 3 月 31 日現在）

イ 地下水位測定

(ア) 清水、島立、今井の 3 地点で常時監視

(イ) 松本城周辺 6 カ所で年 2 回、測定を実施

平成 30 年度の地下水位の変動は、前年とほぼ同様の変化を示しました。

ウ アルプス地域地下水保全対策協議会（平成 24 年 2 月 24 日設立、11 市町村及び県で構成）

協議会のなかで、松本盆地を 1 つの水がめとしてとらえた広域的な地下水の保全・かん養や適正利用の方策をさぐるとともに、地下水に関する調査や研究を進めています。

平成 31 年 2 月に「地下水の保全及びかん養に関する指針」が策定され、今後は、この指針に基づき他市町村とともに広域的に取り組んでいきます。

(13) 開発行為または建築確認申請時における公害未然防止指導

(14) 産業廃棄物処分業等の許可に係る市意見書に関すること

(15) 公害苦情件数（単位：件）

| 年度 | 総数 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 |
|----|----|------|------|------|----|----|------|----|-----|
| 28 | 58 | 26 | 4 | 0 | 10 | 1 | 0 | 15 | 2 |
| 29 | 57 | 22 | 3 | 0 | 18 | 3 | 0 | 11 | 0 |
| 30 | 56 | 35 | 1 | 0 | 13 | 0 | 0 | 6 | 1 |

(16) 生物多様性の保全に関すること

「松本市生物多様性地域戦略」（平成 28 年度 3 月策定）の 3 つの取組方針「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」と行動計画に基づき、生物多様性の保全を進めます。

ア 生物多様性モニタリング調査

アルプス公園のオオムラサキを中心としたチョウ類を調査しました。

イ 市民参加型生物調査

市民ツバメ調査を 4 月から 8 月にかけて実施しました。

ウ エコスクール事業

生物多様性をテーマとした親子対象の環境教育講座を 7 回実施しました。

エ ゴマシジミ保護回復事業

市民調査員により、奈川地区に生息するゴマシジミの生息状況調査を実施しました。

(17) 空き地・空き家の適正管理に関すること

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「松本市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理が不十分な空き地・空き家に対して、所有者等に適切な管理を促します。

平成 29 年 10 月、建設部都市政策課に空き家対策の総合窓口を設置し、31 年 3 月に「松本市空家

等対策計画」を策定しました。

管理不全な空き家等の調査、所有者等に係る調査及び指導等

管理不全な空き家に関する相談件数（単位：件）

| 年度 | H28 | H29 | H30 |
|------|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 87 | 142 | 128 |

(18) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること

・登録頭数 11,130 頭 ・狂犬病予防注射頭数 9,905 頭

(19) 地域猫管理活動支援事業に関すること

・地域猫の去勢 ・不妊手術費用補助 オス 55 匹 メス 92 匹

(20) 公衆便所に関すること

・公衆便所の清掃等維持管理
・公衆便所に関する苦情処理

(21) 公衆浴場経営安定化に関すること

・公衆浴場経営安定化事業
・公衆浴場設備改善事業

2 葬祭事業

平成 17 年 4 月、葬祭センターに係る市直營業務（施設使用許可等の管理業務）と委託業務（火葬業務等）の管理運営の一元化を行い、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度へ移行しました。

(1) 施設の概要

ア 位置 松本市蟻ヶ崎 4 丁目 10 番 1 号
 イ 敷地面積 9,500.55 m²
 ウ 延床面積 2,422.27 m²
 エ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建一部 2 階建
 オ 施設の内容 火葬棟、倉庫棟、中央ホール棟、収骨棟、待合棟
 カ 炉数 ・火葬炉 5 基
 ・動物炉 1 基
 キ 事業費 2,005,880 千円（建設事業費）

(2) 葬祭業務取扱件数（平成 30 年度、（ ）内は平成 29 年度）（単位：件）

| 区分 | 市内 | 市外 | 合計 | 区分 | 市内 | 市外 | 合計 |
|-----|---------|--------|---------|------|---------|--------|---------|
| 火葬 | (2,411) | (209) | (2,620) | 葬具 | (209) | (8) | (217) |
| | 2,453 | 179 | 2,632 | | 198 | 0 | 198 |
| 待合室 | (2,178) | (132) | (2,310) | 祭壇 | (1) | (0) | (1) |
| | 2,239 | 101 | 2,340 | | 0 | 0 | 0 |
| 霊柩車 | (427) | (23) | (450) | 動物火葬 | (1,201) | (132) | (1,333) |
| | 364 | 19 | 383 | | 1,184 | 133 | 1,317 |

※火葬は、死体、死産児、胞衣の合計件数

3 霊園

現在、市営 10 霊園合計で、13,415 基の管理を行っています。

中山霊園の第 1 次造成は昭和 62 年度で終了し、第 2 次造成事業は平成 2 年度から平成 15 年度までに墓所造成を行い、19 年度までに募集、貸付を行いました。

また、市民の新規墓地需要に応えるため、第 3 次造成事業計画を策定、既存霊園南側隣接地を約 8.4ha 拡張し、約 2,000 基の墓所造成を行い、20～37 年度に貸付を行います。

18 年度までに、造成工事の実施計画・測量調査を行い、19 年度に事業用地を松本市土地開発公社から取得、造成工事を実施し、20～30 年度には 1,075 基の墓所造成、貸付を行いました。

平成 23 年度には、中山霊園シンボルタワーを改修し、埋蔵数 800 体（個別埋蔵 400 体、共同埋蔵 400 体）の合葬式墳墓を整備しましたが、28 年度中に共同埋蔵場所の申請が当初整備数の 400 体に達したため、29 年度に 400 体分の増設を行いました。

さらに、多様化する墓地需要に対するため、樹木式埋蔵場所 960 体分を新たに整備しました。

(1) 霊園別概要

| No. | 霊園名 | 面積 (㎡) | 1 区画面積 | 墓所数 (基) |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 蟻ヶ崎霊園 | 16,863 | 2～20 | 2,445 |
| 2 | 並柳霊園 | 1,952 | 3.3～6.6 | 482 |
| 3 | 中山霊園 | 140,855 | 4～16 | 9,094 |
| 4 | 奈川霊園 | 822 | 6～12 | 116 |
| 5 | あずさがわ霊園 | 1,335 | 6～9 | 206 |
| 6 | 上野霊園 | 744 | 4～6 | 125 |
| 7 | 横沢霊園 | 71 | 5.48 | 13 |
| 8 | さみぞ霊園 | 1,027 | 4.1～6 | 173 |
| 9 | 下原霊園 | 2,204 | 4.8～7.3 | 368 |
| 10 | つつじヶ丘霊園 | 2,358 | 6 | 393 |
| 合計 | | 168,231 | — | 13,415 |

(2) 中山霊園の墓所造成実績

| 造成期 | 第 1 次造成 | 第 2 次造成 | 第 3 次造成 | (第 3 次造成年度別内訳) | | | |
|-------|---------|---------|---------|----------------|-----|-----|-----|
| 年度 | S43～S62 | H2～H15 | H20～ | H20～H27 | H28 | H29 | H30 |
| 基 (基) | 4,415 | 3,604 | 1,075 | 1,024 | 0 | 0 | 51 |

4 広域葬祭センター

1 市 4 町 12 村による南安松筑広域環境施設組合を昭和 53 年 2 月 1 日に設立（現在は、構成市町村の合併により 2 市 4 村 名称は安曇野松筑広域環境施設組合）し、施設は老朽化及び住民サービスの向上にむけて全面改築を行い、平成 13 年 3 月に竣工しました。

施設の概要

- (1) 場 所 安曇野市豊科田沢 7881-1
- (2) 面 積 敷地 42,183 ㎡ 建物 2,098.35 ㎡

- (3) 設 備 火葬炉 5 基 小型炉 1 基
- (4) 事業費 1,237,510 千円 (建設事業費)
- (5) 取扱件数 平成 30 年度火葬 (死体・死産児・胞衣) 1,540 件 (内 松本市民利用 185 件)

5 ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策

(1) ポイ捨て防止対策

たばこ、空き缶等のポイ捨て防止、家電製品等の不法投棄を防止するため、松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しました。ごみゼロ運動、散乱空き缶等追放キャンペーンを実施するほか、松本駅前での桃太郎旗等の掲示やポケットティッシュの配布による啓発活動とごみ拾いを行い、ポイ捨て防止の呼びかけを実施しています。

(2) 不法投棄防止対策

ア 現在の取組み

- (ア) 不法投棄の防止及び早期発見のため環境美化巡視員 (元年度 498 名) を委嘱するとともに環境業務課行動班により、パトロール及び早期回収に取り組んでいます。
- (イ) 不法投棄防止看板を作成し啓発活動を進めるとともに、平成 15 年度から不法投棄防止のためのフェンスを年次計画により設置しています。
- (ウ) 廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベの特別収集を年 1 回松本クリーンセンターで実施しています。

イ 不法投棄処理処理量

| 種別 | | 年度 | | | 備 考 |
|--|----------------|-------|-------|--------|--|
| | | 29 年度 | 30 年度 | 比 較 | |
| 実 施 日 数 | | 154 | 145 | △5.8% | |
| 実 施 箇 所 | | 274 | 260 | △5.1% | |
| 処 理 量 (t) | 可燃ごみ | 5 | 4 | △20.0% | |
| | 不燃ごみ | 7 | 6 | △14.2% | |
| | 合 計 | 12 | 10 | △16.7% | |
| 特 定 家 庭 用 機 器 (台) | テ レ ビ | 59 | 47 | △20.3% | 平成 13 年 4 月から家電リサイクル法の施行により、粗大ごみとしての収集を廃止しました。 |
| | 冷 蔵 庫 冷 凍 庫 | 19 | 12 | △36.8% | |
| | 洗 濯 機 | 8 | 5 | △37.5% | |
| | エ ア コ ン | 2 | 3 | △50.0% | |
| | 合 計 | 88 | 67 | △23.9% | |

ウ 今後の取組み

今後も啓発活動及びパトロールの強化と、警察との協力のもと、投棄者の発見や迅速な回収処理に努めてまいります。

6 環境衛生事業

(1) 環境衛生協議会

各町会単位に環境衛生部があり、この環境衛生部が集まって地区環境衛生協議会が組織され、さらに地区環境衛生協議会の連合体として松本市環境衛生協議会連合会が組織されており、自主的に環境衛生思想の普及や各種事業を実施し、市の環境行政に積極的に協力しています。

(2) 環境美化巡視員

平成 13 年 4 月に施行された松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、ポイ捨てや不法投棄防止の通報及びその防止のための啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりにあたるため、町会環境衛生部長と地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱しています。

(3) 河川をきれいにする会

主要河川について、河川をきれいにする会が 18 団体組織されており、定期清掃などの環境美化活動が市民により自主的に行われています。

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業

ア 経過

(ア) 平成元年 4 月に、生活排水による公共水域の水質汚濁防止並びに市民の快適な生活の確保を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定しました。

(イ) 平成 13 年 4 月には事業所等に設置される大型合併処理浄化槽を新たに補助対象とする要綱の改正を行いました。

イ 補助対象区域

公共下水道処理区域外

ウ 補助金額

| 人槽区分 | 補 助 実 績 (基) | | |
|------------|-------------|-------|-------|
| | H28 | H29 | H30 |
| 5 人槽まで | 9 | 2 | 4 |
| 6 ～ 7 人槽 | 2 | 5 | 2 |
| 8 ～ 10 人槽 | 0 | 1 | 2 |
| 11 人～20 人槽 | 0 | 0 | 0 |
| 21 人～30 人槽 | 2 | 2 | 1 |
| 31 人～50 人槽 | 0 | 0 | 0 |
| 51 人槽以上 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 13 | 10 | 9 |
| 補助金額 (千円) | 6,873 | 6,299 | 4,724 |

エ 清掃費補助

公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成 14 年度から合併処理浄化槽の清掃に対し補助金を支出しています。

(ア) 補助対象区域 公共下水道処理区域外

(イ) 補 助 金 額 補助率 1/2 補助限度額 2 万円

(ウ) 平成 30 年度補助実績 233 件 補助金額 3,881 千円

(5) 合併処理浄化槽水洗化ローン融資斡旋制度

平成 10 年 4 月に合併処理浄化槽設置に係る水洗便所等築造資金融資斡旋の要綱を制定し、宅

内の排水設備を設置する場合、1戸当たり80万円を限度に貸付をし、利子補給を行っています。

(6) し尿年間収集量（浄化槽汚泥を含む。）（単位：k1）

| 年 度 | 収集量 | し尿許可業者 | | | 直 営 |
|--------|-------|--------|-------|-----|-----|
| | | し 尿 | 汚 泥 | 雑排水 | し 尿 |
| 28 | 9,603 | 5,293 | 4,078 | 207 | 25 |
| 29 | 9,396 | 5,199 | 3,979 | 193 | 25 |
| 30 | 9,156 | 4,995 | 3,966 | 181 | 14 |

7 清掃事業

(1) ごみ・資源物年間収集量（単位：t）

| 種 別 | | 年 度 | H28 | H29 | H30 |
|-------------|----------|-----|--------|--------|--------|
| | | | | | |
| 可燃ごみ | 家 庭 系 | | 38,942 | 38,397 | 37,671 |
| | 事 業 系 | | 40,515 | 39,996 | 39,782 |
| | 合 計 | | 79,457 | 78,393 | 77,453 |
| | 前年対比 | | △0.3% | △1.3% | △1.2% |
| 埋立ごみ | 家 庭 系 | | 638 | 606 | 577 |
| | 事 業 系 | | 621 | 539 | 624 |
| | 合 計 | | 1,259 | 1,145 | 1,201 |
| | 前年対比 | | 0.1% | △9.1% | 4.9% |
| 破碎ごみ | 家 庭 系 | | 129 | 119 | 116 |
| | 事 業 系 | | 174 | 150 | 194 |
| | 合 計 | | 303 | 269 | 310 |
| | 前年対比 | | △6.8% | △11.2% | 15.2% |
| 資源物 | 収集・持込み | | 8,774 | 8,136 | 7,626 |
| | 集団回収 | | 2,000 | 1,850 | 1,728 |
| | 合 計 | | 10,774 | 9,986 | 9,354 |
| | 前年対比 | | △6.9% | △7.3% | △6.3% |
| 粗大ごみ (台) | 軒先回収・持込み | | 3,800 | 3,718 | 3,678 |
| | 前年対比 | | △2.4% | △2.2% | △1.1% |
| 合 計 | | | 91,793 | 89,793 | 88,318 |
| 前年対比 | | | △1.1% | △2.2% | △1.6% |
| リサイクル率 | | | 11.8% | 11.2% | 10.7% |

(2) ごみ減量対策事業

ア 松本市一般廃棄物処理計画

平成4年度に第1次ごみ減量推進行動計画（4～13年度）及びごみ処理基本計画（5～24年度）を策定、平成14年度に第2次ごみ減量推進行動計画（14～22年度）を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度に平成29年度までの10年間を計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました。当該計画が計画年度を迎えたことから、平成29年度末には、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～平成39年度版）を策定し、1人1日当たりの家庭系ごみ・事業系ごみの排出量を平成24年度比でそれぞれ10パーセント、30パーセント削減する目標を掲げ、更なる3R（発生抑制、再利

用、再生利用)の推進を図っています。

イ 再資源化の推進

焼却ごみの削減と再資源化の推進を図るため、「もったいない」をキーワードとした3R(発生抑制、再利用、再生利用)の取組みを実施しています。

(ア) 資源リサイクル事業の推進

年々増加するごみ量に対処するため、焼却経費の節減、埋立量の削減、資源物の有効利用等を目的として昭和53年から市民の協力を得る中で、資源リサイクル運動を開始しました。

平成16年度からは分別基準を、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみ、破碎ごみの5分別としました。また、資源リサイクル運動を推進するため、有価資源物リサイクル事業実施町会及び集団回収を実施する団体に助成金を交付し、資源物の回収を促進しています。

(イ) 容器包装プラスチックの再資源化

容器包装リサイクル法が平成9年に施行されたことに伴い、平成17年4月から容器包装プラスチックの再資源化を行っています。

(ウ) 廃食用油の再資源化

廃食用油(てんぷら油)の再資源化を推進するため、平成17年4月から全地区での回収を開始し、平成25年からは市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託して、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。

(エ) 使用済小型家電製品の再資源化の取組み

小型家電リサイクル法の施行に伴い、使用済小型家電製品の再資源化に向け、平成24年11月から始めたモデル事業を市内9地区に拡大し、平成26年4月からは全地区の資源物ステーションで回収を行っています。

(オ) 福祉施設との協働により資源物の常時回収場所を平成18年度から設置しています。(市内15カ所)

(カ) 平成23年度に紙類常設回収場所を5カ所設置(試行)し、24年度には回収場所を28カ所に、26年度には32カ所に拡大して、小紙片等の再資源化を進めています。

(キ) 剪定枝等資源化事業

公共施設から発生する剪定枝等をバイオマス発電の燃料として再資源化し、焼却ごみの減量を図っています。

(ク) 不用食器リサイクル事業

家庭で不用となった食器を回収し、状態の良いものは無料配布(リユース)、その他のものは新しい製品の原材料とする(リサイクル)事業を市民協働で実施しています。

(ケ) 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量と子育て世代への支援を目的として、家庭で使わなくなった育児・子ども用品を無料で回収・配付する事業を実施しています。

ウ 事業所のごみ減量推進

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者に対し、ごみ減量計画書並びに廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けるとともに、「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して、分別がされていない事業所等に対してごみを分別して排出するよう指導を行っています。

エ ごみ減量機器の購入費補助

家庭や事業所でのごみ減量を推進するため、堆肥化処理容器、生ごみ処理機、剪定木処理機の

購入費補助を行っています。

オ 紙類の可燃ごみ搬入規制

事業系の可燃ごみを減量するため、松本クリーンセンターに搬入される再生可能な紙類について平成 20 年 9 月から搬入規制を実施しています。

これとともに収集運搬許可業者が搬入したごみの内容、分別状況を調査する展開検査を実施しています。

カ 生ごみ堆肥化講習会の開催

家庭から出る生ごみの減量を図るため、ダンボールを使った堆肥化講習会を開催しています。

キ 家庭ごみ有料化の検討

(ア) 平成 21 年度、松本市ごみ有料化検討委員会を 5 回開催し、検討結果が市長に報告されました。

(イ) 平成 22 年度、松本市ごみ有料化検討委員会の検討結果報告を受け、庁内プロジェクトによる有料化の検討を行った結果、議会からの政策提言も踏まえた中で、当面の間は、有料化以外のごみ減量化施策を推進することとし、有料化について今後さらに検討することとしました。

ク スプレー缶(カセットボンベを含む。)及びライターの分別収集

スプレー缶等の穴開けによる事故が全国的に発生しており、市民の安全を確保するためにスプレー缶等の穴開けを不要とし、また、ライターによるパッカー車の火災を防止するため、平成 29 年 4 月から新たにスプレー缶等とライターの分別収集を始めました。

ケ 平成 29 年度、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始し、ごみ・資源物の分け方出し方及び収集日程表など、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図っています。

コ 平成 30 年度、本市のごみの排出実態を的確に把握し、今後のごみ減量化施策につなげるため、家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査を実施しました。

8 廃棄物処理施設

(1) 最終処分場

ア 松本市エコトピア山田

昭和 60 年から 2 カ年で管理型埋立地として拡張整備し、サンドイッチ+セル方式で埋立をしています。

平成 14 年 10 月 1 日には山田不燃物処理場から、エコトピア山田に名称変更し、より市民に親しまれる施設運営を目指しています。

また、処分場の延命化を図るため、平成 15 年度に破碎施設を整備しました。

平成 20 年度からは、延命化を図るため、焼却灰の一部の再資源化を開始し、平成 30 年度は約 1,579 t の再資源化を行いました。さらに平成 23 年度から、飛灰の一部を地盤再生利用として再資源化を開始し、加えて、平成 24 年度には、塩尻市、朝日村とのごみの共同処理開始に伴う灰の交換により飛灰は市内の最終処分場への埋立を行わないこととしました。しかし、平成 25 年度の途中で地盤再生利用を行っていた業者での受け入れが中止となり、平成 26 年度から、安定した処理を行うため市外業者による委託埋立を行うこととし、平成 30 年度は 2,573 t の委託埋立を行うとともに、642 t を再資源化しました。

平成 27 年度には、今後も継続して廃棄物の埋め立てを行うにあたり、適切な機能を維持させるとともに施設の改善点を確認するため、最終処分場全般の構造物等安全確認検査を実施しました。その結果、改善の必要性があると指摘された設備の一部については、平成 28 年度に構造物の設置及び改修を行いました。

施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、改正後の構造基準を念頭に、平成 29 年度から新たな検討を開始しました。その結果、平成 30 年度には、より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図ることとした方針を決定しました。

(7) 施設の概要

| 区 分 | | 数 量 等 | 備 考 |
|--------|---------|-----------------------|--------------|
| 面 積 | 処分場全体面積 | 122,473m ² | |
| | 埋立可能面積 | 67,300m ² | |
| 埋 立 量 | 埋立可能容量 | 745,000m ³ | |
| | 埋立済量 | 415,188m ³ | 平成 30 年度末 |
| | 残 容 量 | 329,812m ³ | 平成 30 年度末 |
| 埋立開始年月 | | 昭和 45 年 2 月 | 昭和 62 年に拡張整備 |

(イ) 埋立量

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|
| 埋立ごみ | 1,025 t | 1,109 t |
| 焼却灰 | 5,044 t | 4,894 t |
| 飛灰 | 0 t | 0 t |
| 合計 | 6,069 t | 6,003 t |

イ その他の最終処分場の概要

平成 14 年度に供用を開始した松本市奈川一般廃棄物最終処分場は、平成 28 年度に予定していた数量の廃棄物の埋め立てを終了、平成 29 年度には最終覆土を行いました。今後は、浸出液の水質等が安定するまで排水処理を行いながら、廃止手続きに必要となる環境調査を継続実施します。

(7) 平成 30 年度埋立量

- a 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 535 t
- b 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 0 t

(単位=面積:m² 容量:m³)

| 施設名 | 処分場全体面積 | 埋立可能面積 | 埋立可能容量 | 埋立済量 | 残容量 | 埋立可能年数 |
|-----------------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|
| 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 | 8,527 | 1,750 | 5,100 | 4,141 | 959 | 1 年 |
| 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 | 10,000 | 1,000 | 1,800 | 1,800 | 0 | 埋立終了 |

(イ) 平成 30 年度 灰の委託処分量内訳

(単位:t)

| 種類 | 人工砂化 | 溶融金属回収 | 委託埋立 | 合計 |
|-----|-------|--------|-------|-------|
| 焼却灰 | 1,248 | 331 | — | 1,579 |
| 飛灰 | 493 | 149 | 2,573 | 3,215 |
| 合計 | 1,741 | 480 | 2,573 | 4,794 |

(2) 中間処理施設

ア 松本市リサイクルセンター

市民が資源物を常時持ち込める施設として、平成 20 年度に旧ごみ焼却施設の解体跡地に開設し、リサイクルの一層の推進を図っています。

これにより、隣接する松本クリーンセンターと合わせて全てのごみの持込が可能となり、市民の利便性が向上しました。

また、シュレッダーを設置し、機密性を伴う書類も受け入れ、紙類のリサイクルの推進を図っています。

| | |
|------|---|
| 所在地 | 松本市大字島内 9833 番地 2 |
| 施設規模 | ストックヤード棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,293 m ² 計量棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 77 m ² |
| 受入品目 | 紙類、シュレッダー紙、金属類、布類、雑びん、生きびん、ペットボトル、小型家電、蛍光管・体温計、乾電池、スプレー缶・カセットボンベ・ライター、埋立ごみ、スプリング入りマット、スプリング入り椅子 |

※平成 25 年 4 月から指定管理者制度の導入により指定管理者による管理運営が行われています。

(ア) 主な資源物搬入量

(単位：t)

| 品目 | 鉄 | アルミ | 新聞 | 雑誌類 | 段ボール | 古布 | 小型家電 |
|-------|------|-----|-----|------|------|------|------|
| 29 年度 | 89.5 | 4.7 | 5.9 | 60.1 | 25.7 | 13.6 | 54.2 |
| 30 年度 | 90.2 | 2.8 | 5.0 | 52.6 | 19.9 | 12.0 | 64.9 |

(イ) 粗大ごみ搬入量

(単位：台)

| 品目 | スプリングマット | ソファ | ソファ (2人掛以上) |
|-------|----------|-----|-------------|
| 29 年度 | 997 | 700 | 529 |
| 30 年度 | 864 | 745 | 574 |

イ 松本クリーンセンター (松塩地区広域施設組合)

ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の可燃ごみ処理施設は、最新の公害防止技術の採用によって、徹底した公害防止を図っています。特に排ガスに関しては、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、公害防止に万全を期しています。

また、リサイクルを推進するため「リサイクルプラザ」を併設し、さらに、ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ラーラ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電しています。

さらに平成 17 年度からは容器包装プラスチックの資源化のため、容器包装プラスチック処理施設を稼働しています。

(ア) 施設の概要

| 処理施設 | 可燃ごみ処理施設 | リサイクルプラザ | 容器包装プラスチック処理施設 |
|------|--|---|---|
| 所在地 | 松本市大字島内 7576 番地 1 | | |
| 敷地面積 | 約 49,700 m ² | | |
| 建物概要 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 17,000 m ² 地下 1 階、地上 6 階 建物高さ 約 39m 煙突高さ 59.5m | 鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 3,900 m ² 地下 1 階、地上 3 階 建物高さ 約 23m | 鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 1,500 m ² 地下 1 階、地上 2 階 |

| | | | |
|-------|--|---|---------------------------------------|
| 処理能力等 | 150 t / 24 時間 × 3 炉 合計 450 t / 日 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 廃熱ボイラー式 蒸気量 28.2 t × 3 炉 排ガス施設設備 消石灰・特殊助剤吹込 バグフィルタ 無触媒脱硝装置 余熱利用 蒸気タービン発電 (6,000KWh) 熱利用 場内給湯 冷暖房及びララー松本 | 35 t / 5 時間 × 1 基 4 種選別 (鉄、アルミ、可燃物、不燃物) | 11 t / 5 時間 × 1 基 手動選別 圧縮梱包 |
| 備 考 | 平成 11 年 4 月稼動 | | 平成 17 年 4 月稼動 |

(イ) 市町村別ごみ搬入状況

(単位：t)

| 区分 年度 | ごみ搬入量 | | | | | | 1 日当 り搬入 量 | 搬入 比率 (%) |
|----------|-----------|--------|----------|----------|-----------|-----------|------------------|-----------------|
| | 可燃 ごみ | 容プラ | 破碎 ごみ | 可燃 粗大 | あずさ 汚泥 | 合計 | | |
| 28 年度 | 95,650.83 | 848.65 | 315.52 | 1,974.98 | 388.12 | 99,178.10 | 271.72 | — |
| 29 年度 | 94,574.39 | 848.23 | 280.90 | 1,884.16 | 499.35 | 98,087.03 | 268.73 | — |
| 30 年度 | 93,604.76 | 852.18 | 320.61 | 1,926.61 | 526.09 | 97,230.25 | 266.38 | — |
| 松本市 | 76,047.04 | 824.78 | 309.48 | 1,408.56 | 495.66 | 79,085.52 | 216.67 | 81.34 |
| 塩尻市 | 14,676.61 | — | 4.39 | 466.64 | — | 15,147.64 | 41.50 | 15.58 |
| 山形村 | 2,141.38 | 27.40 | 6.48 | 28.97 | 30.43 | 2,234.66 | 6.12 | 2.30 |
| 朝日村 | 739.73 | — | 0.26 | 22.44 | — | 762.43 | 2.09 | 0.78 |

※1日当たりの搬入量は、年間日数365日で算出したもの。